

高岡市伝統産業災害復興支援補助金交付要綱

令和6年2月22日

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震により被害を受けた本市の伝統的工芸品の製造事業者等に対し、事業の復旧と継続を支援するため、高岡市伝統産業災害復興支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に本社、支社、営業所、事業所等を有し、経済産業省の伝統的工芸品産業支援補助金（災害復興事業）（以下「国補助金」という。）に採択され、当該補助金の確定を受けた者とする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の対象となる経費（以下「市補助対象経費」という。）は、交付対象者が国補助金の確定を受けた際の基礎となった経費（以下「国補助対象経費」という。）から国補助金の確定額を控除したものとする。

2 補助金の額は、前項の補助対象経費に3分の1を乗じて得た額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度額とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、国補助金の確定通知書を受領後3か月以内に高岡市伝統産業災害復興支援補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 国補助金の確定通知書の写し
- (2) 国補助金の実績報告書類の写し（国補助対象経費の記載があるもの）
- (3) 補助金振込口座が確認できるもの
- (4) 事業実態が確認できる書類の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定をしたときは、高岡市伝統産業災害復興支援補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないとき、高岡市伝統産

業災害復興支援補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条第1項の規定による通知を行ったときは、速やかに当該申請者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し等）

第8条 市長は、規則第17条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（書類の整備等）

第10条 補助金の交付を受けた交付対象者は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

（報告、検査及び指示）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し質問をし、報告を求め、若しくは必要な指示をし、又は前条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

（雑則）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年2月22日から施行する。

（要綱の失効）

2 この要綱は、令和7年6月30日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。